越生町自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町民が自転車に乗車する際のヘルメットの取得に要する費用等を補助することにより、町民の交通安全意識の高揚と事故被害の軽減を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

めるところによる。

（１）保護者　親権者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護

している者をいう。

（２）ヘルメット　令和６年４月１日以降に購入される、自転車に乗車す

る際に着用する新品のヘルメットで、一般社団法人製品安全協会が定め

るＳＧ基準に適合するものとして同協会の認証を受けたもの又はこれに

相当する安全基準を満たしていると町が認めるもの。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、

町内に住所を有する者（町税を滞納しているものを除く。）とする。ただ

し、未成年であって、同一世帯に保護者がいる場合は、その保護者が滞納

していないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、自転車用ヘルメット１個の購入費とする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、ヘルメットの購入価格（消費税を含む。）に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、２，０００円を限度とする。

２　補助金の交付は、補助対象者１人につき１回を限度とする。

（交付申請）

第６条　補助金を受けようとする者は、越生町自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

　２　第１項の申請は、補助対象者が同一世帯に複数存在するときに限り、世帯員のうち代表する者が当該申請を代表して行うことができるものとする。

（交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の

上、補助金の交付の可否を決定し、越生町自転車ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、補助金の交付決定をした後に、この要綱に違反し、又は虚偽の申請をしたことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

　２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付された補助金がある場合は、返還を命じるものとする。

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。